

改善報告書

平成19年10月5日

株式会社ジャスダック証券取引所

代表執行役社長 筒井 高志 様

株式会社NOVA

代表取締役社長 猿橋 望

当社は、平成19年8月2日以降の適時開示につきまして、「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」第23条第1項の規定に基づき、その経緯および改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

1. 平成19年8月2日以降の情報開示の経緯等

● 8月2日「一部夕刊紙の報道について」

・ 不適切な情報開示（対応）の概要等

開示に至るまでに過分に時間を要した

・ 不適切な情報開示の原因

情報開示担当者がマスコミや株主、一般人からの問い合わせ対応に追われ続けたため、開示に至るまでに過分に時間を要したものです。

本年夏に開示専任の担当者が入院してしまい、それによって生じた人材の穴を埋めるために、暫定的に広報担当者がIR／株式会社ジャスダック証券取引所対応も兼任しており、その脆弱さが露呈しました。

・ 改善措置

社内から人材発掘して育成し、適時開示に関連した規則や法令などの専門知識に関する社内研修を行います。市場及び証券取引所の窓口業務を社内のIR部門に集約させ、広報担当者がIR／株式会社ジャスダック証券取引所対応も兼任する状況を解消します。

● 8月3日「8月2日付けの国民生活センターの記者説明会資料について」

8月3日「8月2日付けの国民生活センターの記者説明会資料について（補足）」

・ 不適切な情報開示（対応）の概要等

開示すべき内容について、株主及び投資家が正確かつ十分に理解するに足る情報を満たしておらず、かつ、開示に至るまでに過分に時間を要した。

・ 不適切な情報開示の原因

①株式会社ジャスダック証券取引所上場部の上場管理担当者に対する予告連絡を情報開示担当者が怠ったため。担当者個人の経験や知識にとどまり組織化されていなかったことから、速やかな開示のノウハウが社内で共有化されていなかった。

②本年夏に開示専任の担当者が入院してしまい、十分な引継ぎが無いまま暫定的に広報担当者が兼任しており、その脆弱さが露呈した。

③情報開示担当者が、個人投資家や生徒からの問い合わせ対応に追われた。

・改善措置

社外から広く専門的な知識を有する人材を募集し、株式会社ジャスダック証券取引所からの照会や適時開示の際を求められても、事実関係の整理および内容の精査・確認を迅速に行える体制を整備してまいります。

● 8月9日「主要株主の異動に関するお知らせ」

8月10日「主要株主の異動に関するお知らせ（補足）」

・不適切な情報開示（対応）の概要等

開示に至るまでに過分に時間を要した。

・不適切な情報開示の原因

①情報開示担当者の適時開示に関連した規則や法令などの専門知識が充分ではなかったため。（株式会社ジャスダック証券取引所より照会や適時開示を求められても、事実関係の整理および内容の精査・確認に時間を要した）

②確認すべき事象が、必ずしも当社の関知できないところにあつたため、内容の確認が遅くなったため。

・改善措置

社外から広く専門的な知識を有する人材を募集し、株式会社ジャスダック証券取引所からの照会や適時開示の際を求められても、事実関係の整理および内容の精査・確認を迅速に行える体制を整備してまいります。

● 8月10日「平成20年3月期 第1四半期財務・業績の概況 発表予定日延期のお知らせ」

8月24日「平成20年3月期第1四半期財務・業績の概況」

8月25日「平成20年3月期第1四半期財務・業績の概況（補足）」

・不適切な情報開示（対応）の概要等

開示すべき内容について、株主及び投資家が正確かつ十分に理解するに足る情報を満たしておらず、かつ、開示に至るまでに過分に時間を要した。

・不適切な情報開示の原因

本年2月以降、全スクールと生徒相談室では、中途解約の申し出があった生徒一人一人の受講記録や入金履歴、中途解約の理由、スクール担当者との応答記録、精算・送金等の全てのエビデンスを残すこととしたため、膨大なペーパーワークが生じ、マンパワーを圧迫しました。

2月の当社に関する報道および6月の行政処分等の影響によって生じた、全店の4—6月期の中途解約数の把握に膨大な手間がかかり（1件当たり全てのエビデンスをファイリングする努力を始めた為）、P L / B S に与える影響額の算出に予想外に時間を要しました。

・改善措置

中途解約をシステム化し、出来る限り迅速に処理し、生徒サービスの向上につなげ、会計に連動、適切な情報開示ができるようなシステムを構築します。全システムを構築するには一年程度の期間を要しますが、今期中を目途に、返金システムの構築を目指します。

● 8月13日「当社株式の大量保有報告書の提出について」

(U B S 証券会社東京支店およびユービーエス・エイ・ジー（銀行）)

・不適切な情報開示（対応）の概要等

開示に至るまでに過分に時間を要した。

・不適切な情報開示の原因

①情報開示担当者の適時開示に関連した規則や法令などの専門知識が充分ではなかったため。（株式会社ジャスダック証券取引所より照会や適時開示を求められても、事実関係の整理および内容の精査・確認に時間を要した）

②確認すべき事象が、必ずしも当社の関知できないところにあつたため、内容の確認が遅くなったため。

・改善措置

社外から広く専門的な知識を有する人材を募集し、株式会社ジャスダック証券取引所からの照会や適時開示の際を求められても、事実関係の整理および内容の精査・確認を迅速に行える体制を整備してまいります。

● 9月4日「主要株主の異動に関するお知らせ」（B N P パリバ ARBISTRAGE SNC）

9月11日「当社社長等による経営コンサルティング会社への株券の預け入れについて」

9月20日「当社社長等による経営コンサルティング会社への株券預け入れについての一部訂正とその後の経過。」

- ・不適切な情報開示（対応）の概要等

開示に至るまでに過分に時間を要した

- ・不適切な情報開示の原因

①情報開示担当者の適時開示に関連した規則や法令などの専門知識が充分ではなかったため。（株式会社ジャスダック証券取引所より照会や適時開示を求められても、事実関係の整理および内容の精査・確認に時間を要した）

②確認すべき事象が、必ずしも当社の関知できないところにあつたため、内容の確認が遅くなったため。

- ・改善措置

社外から広く専門的な知識を有する人材を募集し、株式会社ジャスダック証券取引所からの照会や適時開示の際を求められても、事実関係の整理および内容の精査・確認を迅速に行える体制を整備してまいります。

2. 改善措置と実施スケジュール

今後、決定事実、発生事実につき、適切な適時開示に足る必要かつ十分な内容が、すみやかに情報開示担当者に伝わるよう、慎重に取り計らってまいります。

（1）当社における改善のポイントは、以下になると考えます。

- ① 情報開示担当役員の専任化

これまでの当社の情報開示担当役員は子会社の代表取締役など、他の業務を兼任しておりました。今後は、情報開示担当役員を専任とし、11月中に、現任の情報開示担当役員を含めて、この任にあたるものを再度選任いたします。これにより、ジャスダック証券取引所から照会や適時開示を求められても、迅速に事実関係の整理および内容の精査・確認を行える体制整備の基礎とします。また今期末をメドに、さらなる充実を視野に入れ、社外から広く専門的な知識を有する人材の採用も検討いたします。

- ② 広報・IR 担当部門の新設、専任の実務担当者の配置

情報開示担当役員の直接の管轄下に、広報・IR 担当部門を新設し、ジャスダック証券取引所との連絡・対応の窓口となる開示担当の専任者を1名以上配置します。この専任者が、開示実務を行ないます。専任者の配置は11月中に確定します。

- ③ 情報開示担当役員の権限強化

この体制において、取締役会においての決議事項については、情報開示担当役員が開示の要否を判断し、必要な事項は速やかに情報開示担当者に指示、指示を受けた情報開示担当者は、即座に開示業務に着手します。開示文書のチェックは、情報開示担当役員に権限を委ね、役員判断で開示を行ないます。これにより、決定事実の適時開示の遺漏・遅滞は解消される予定です。

④ 子会社の代表取締役、決議事項の報告の徹底

子会社各社、有限会社ノヴァ企画の代表取締役は、取締役会での決議事項を、ただちに情報開示担当役員に報告することを履行義務とします。

⑤ 幹部社員へ、発生事実の報告の徹底

発生事実については、取締役全員、監査役、及び子会社各社と有限会社ノヴァ企画の代表取締役をはじめ、各部門長に対する適時開示についての理解を促し徹底させ、発生事実に相当するであろう情報を把握し次第、リアルタイムで開示担当役員へ報告することを留意させ、開示に遅れが生じないようにします。

⑥ 幹部社員へ、開示実務の社内研修の実施

決定事実、発生事実の開示が円滑かつ漏れなく、適切に行なわれるための、開示についての理解と意識の徹底を図るための施策として、取締役全員、監査役、経営企画、経理、監査の各部門長及び子会社各社と有限会社ノヴァ企画の代表取締役社長には開示の手引きを配布し、さらにこれらの面々に全ての部門長を加えての開示についての社内研修を、外部の講師の方をお願いし、10月中に実施します。その後は、年4回程度、知識と意識の醸成を図るための研修を継続して実施します。

⑦ 当社株式の異動についての報告の徹底

代表取締役社長と有限会社ノヴァ企画の代表取締役は、それぞれの名義の当社株式について、証券取引法に基づく大量保有報告書の変更報告書の提出が必要となる取扱を行った場合は、リアルタイムに情報開示担当役員へ報告することとします。これについては、両者は、ただちに誓約書を提出します。

⑧ 内部統制システムの確立

今期の監査項目である内部統制システムの確立も、速やかに行ないます。現在、経理部門と経営企画室、監査法人とで、社内システムの構築についての協議を進めており、この結果は、今期決算にて反映されます。

⑨ コーポレートガバナンスの確立

さらには、稟議規程、決裁規程、分掌規程、組織規程等の諸規程を見直し、効率的で有益な制度を確立し、コーポレートガバナンスの確立を図ります。年度末までに完了させます。

⑩ 業務監査部門による進捗確認と指導

こうした改善に向けての取組みの実効が上がっているかどうかを検証・確認するために、情報開示担当役員は業務監査部門にチェック事項を指示し、報告を求め、問題があれば該当者もしくは該当部門に注意を行なう体制も定例化させます。

(2) 今後の改善措置の実施スケジュール

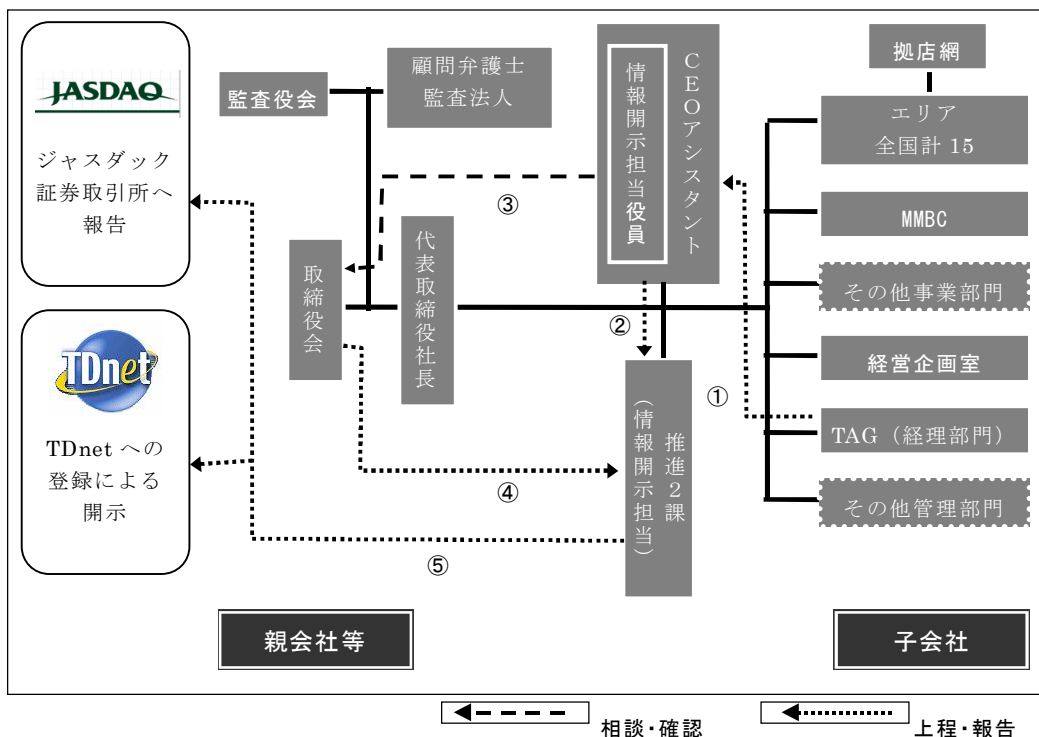
改善項目	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 情報開示担当役員の専任化	○	○				○
② 広報・IR担当部門の新設、専任の実務担当者の配置	○	○				
③ 情報開示担当役員の権限強化	○	○				
④ 子会社の代表取締役、決議事項の報告の徹底	○	○				
⑤ 幹部社員へ、発生日実の報告の徹底	○	○				
⑥ 幹部社員へ、開示実務の社内研修の実施	○			○		
⑦ 当社株式の異動についての報告の徹底	○					
⑧ 内部統制システムの確立	○	○	○	○	○	○
⑨ コーポレートガバナンスの確立	○	○	○	○	○	○
⑩ 業務監査部門による進捗確認と指導	○					

上記改善措置の具体的な実施経過については、半年後に改善状況報告書として株式会社ジャスダック証券取引所にご報告させていただきます。

当社における開示体制の脆弱さにより、株式会社ジャスダック証券取引所及び株主・投資家の皆様に対しまして、多大なご心配をおかけしましたことを深く反省すると共に、今後速やかに改善処置を講ずることで、失った信頼の回復に、全社一丸となって取り組む所存です。引き続き皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

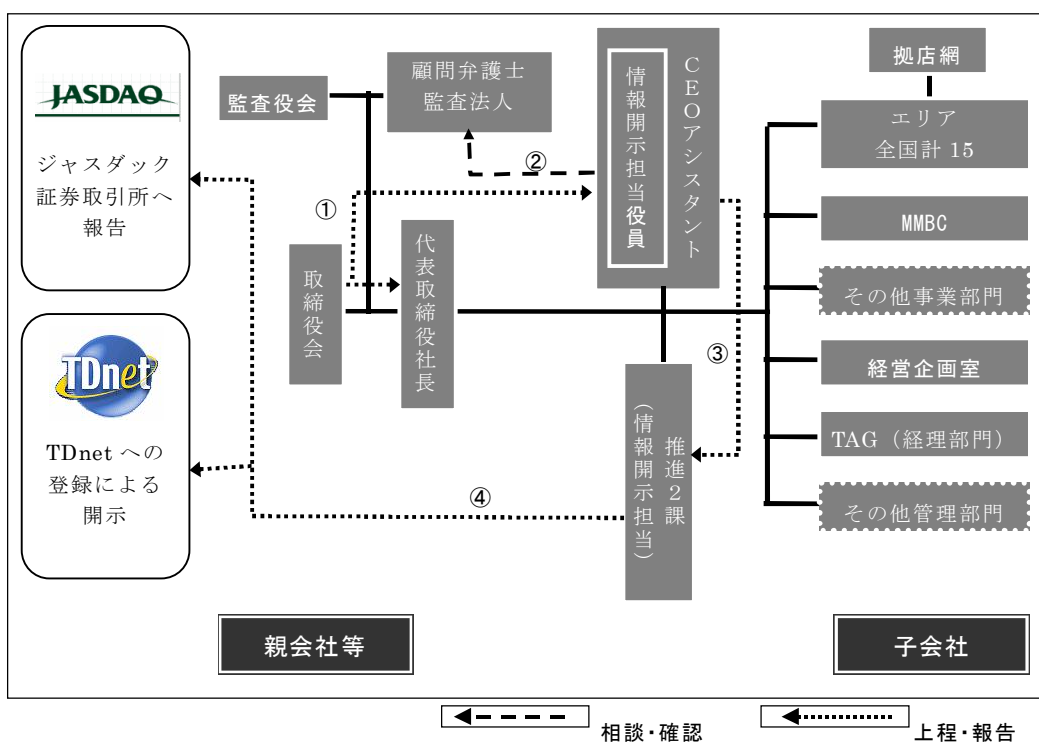
3. 改善後の情報開示体制等

(1) 決算情報



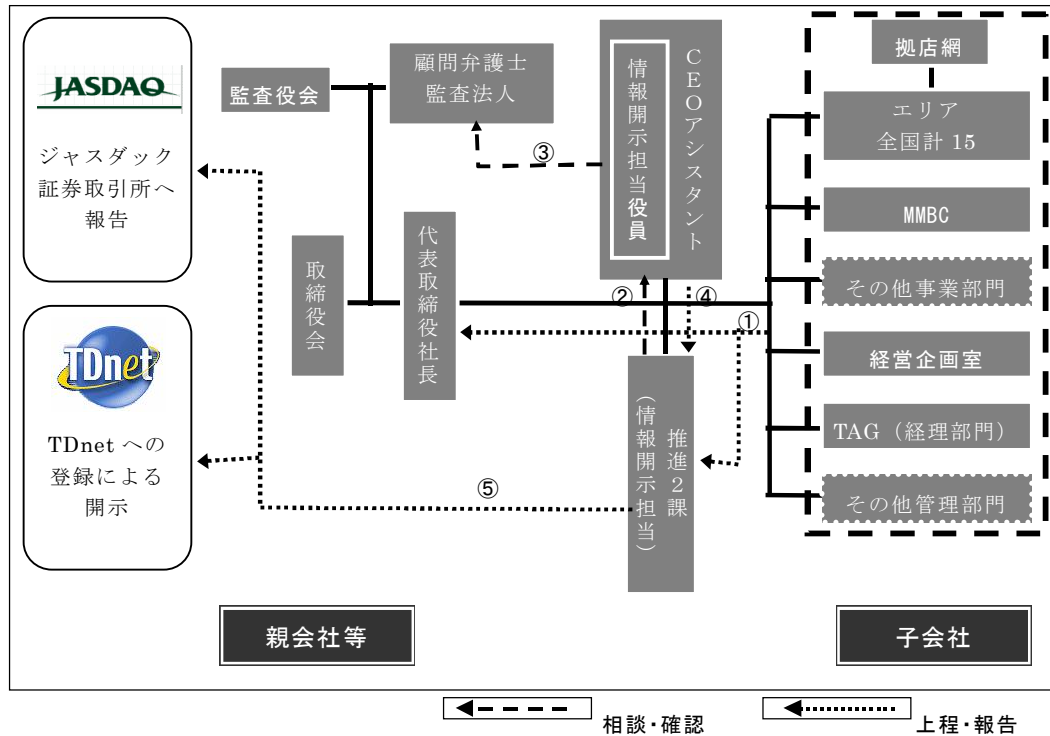
経理部門において作成した決算情報が情報開示担当役員にもたらされます。情報開示担当役員は、情報開示担当へ開示準備を指示し、取締役会での審議・承認を仰ぎます。取締役会の承認を経た決算情報は、情報開示担当より、ジャスダック証券取引所への相談・確認を経た後、TDnetを通じて開示します。

(2) 決定事実



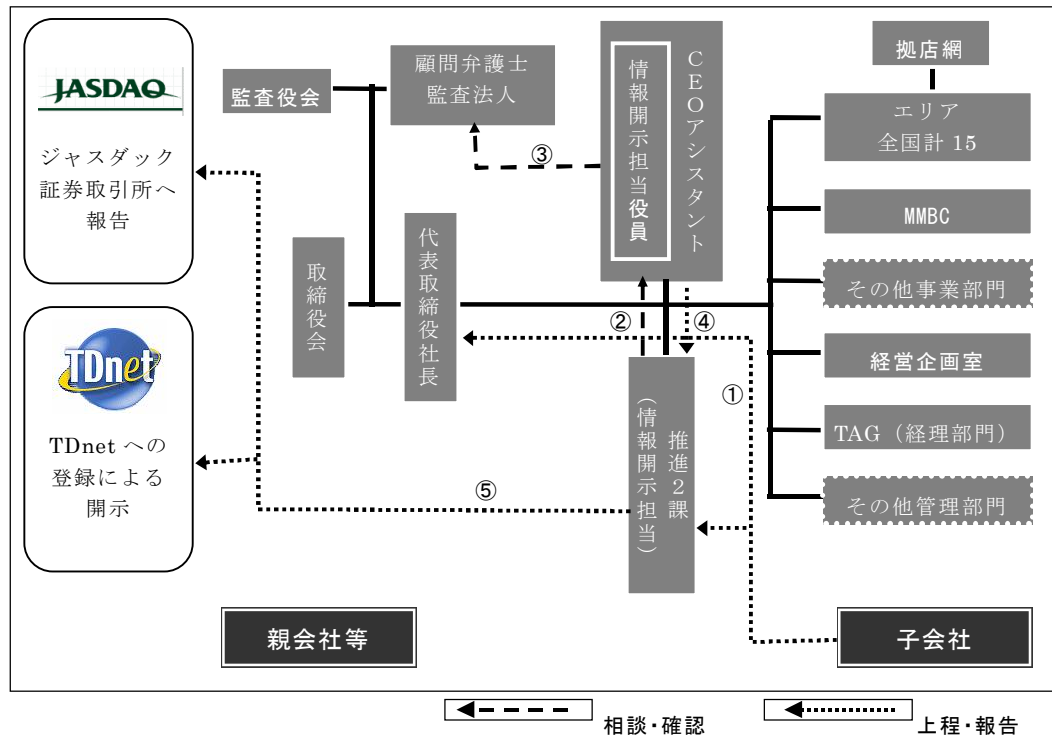
取締役会で審議・承認される事実について、情報開示担当役員が、適宜、顧問弁護士・監査法人などへ指導を仰ぎながら、開示の可否を検討し、情報開示担当へ開示の指示をします。情報開示担当は、ただちに、開示資料の作成とともに、ジャスダック証券取引所へ相談・確認し、TDnet を通じて開示します。

(3) 発生事実



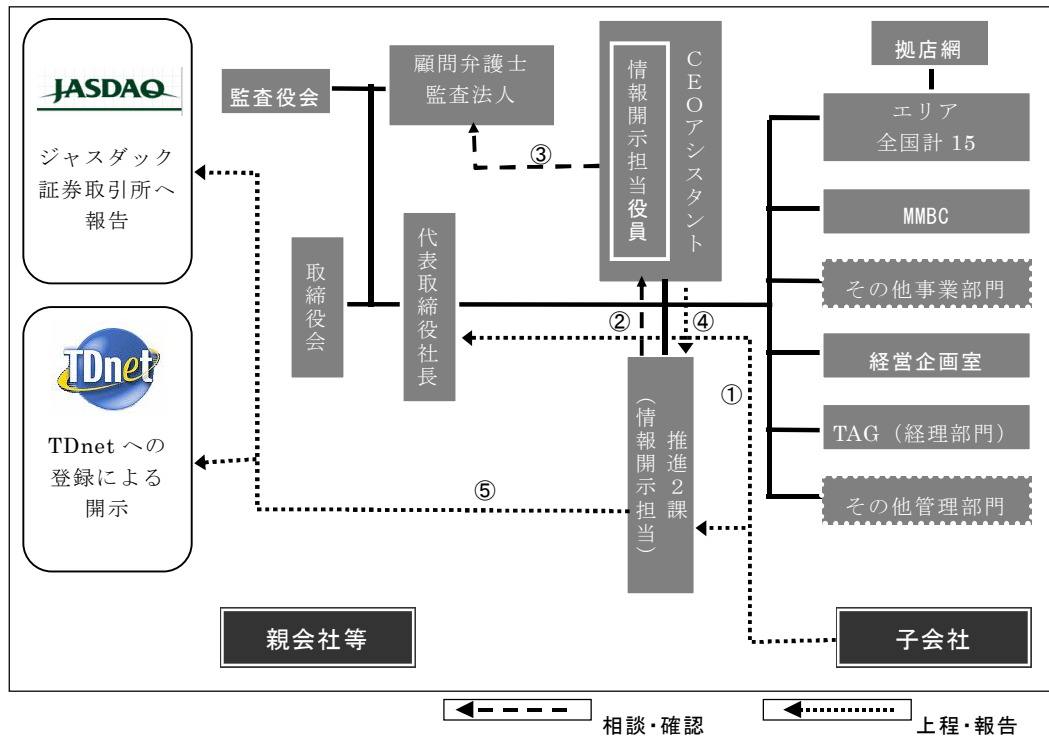
各部門長より情報開示担当および代表取締役社長へ、発生事実についての情報が伝達され、情報開示担当は、すみやかに情報開示担当役員へ相談します。情報開示担当役員は、適宜、代表取締役社長と連携し、弁護士や監査法人など外部の専門家の指導を仰ぎながら、開示可否を判断し、情報開示担当へ開示の指示をします。情報開示担当は、ただちに、開示資料の作成とともに、ジャスダック証券取引所へ相談・確認し、TDnet を通じて開示します。

(4) 子会社に係る決定事実



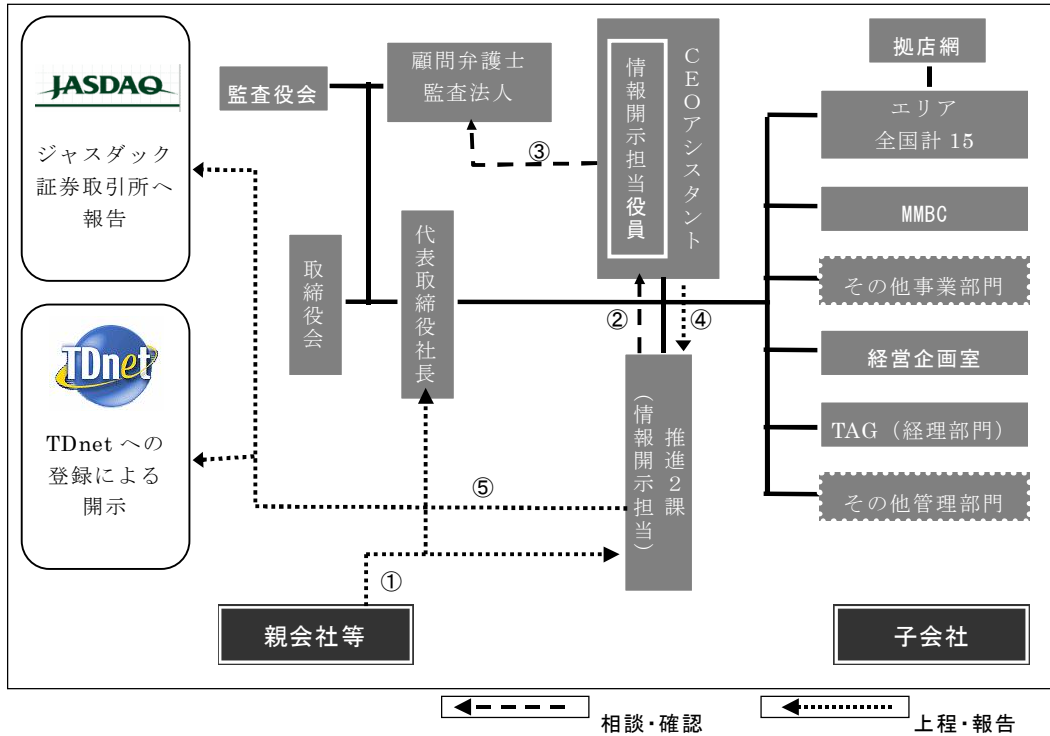
子会社にて機関決定された事項は、子会社の代表取締役より、情報開示担当および代表取締役社長へ情報が伝達され、情報開示担当は、すみやかに情報開示担当役員へ相談します。情報開示担当役員は、適宜、代表取締役社長と連携し、弁護士や監査法人など外部の専門家の指導を仰ぎながら、開示要否を判断し、情報開示担当へ開示の指示をします。情報開示担当は、ただちに、開示資料の作成とともに、ジャスダック証券取引所へ相談・確認し、TDnetを通じて開示します。

(5) 子会社に係る発生事実



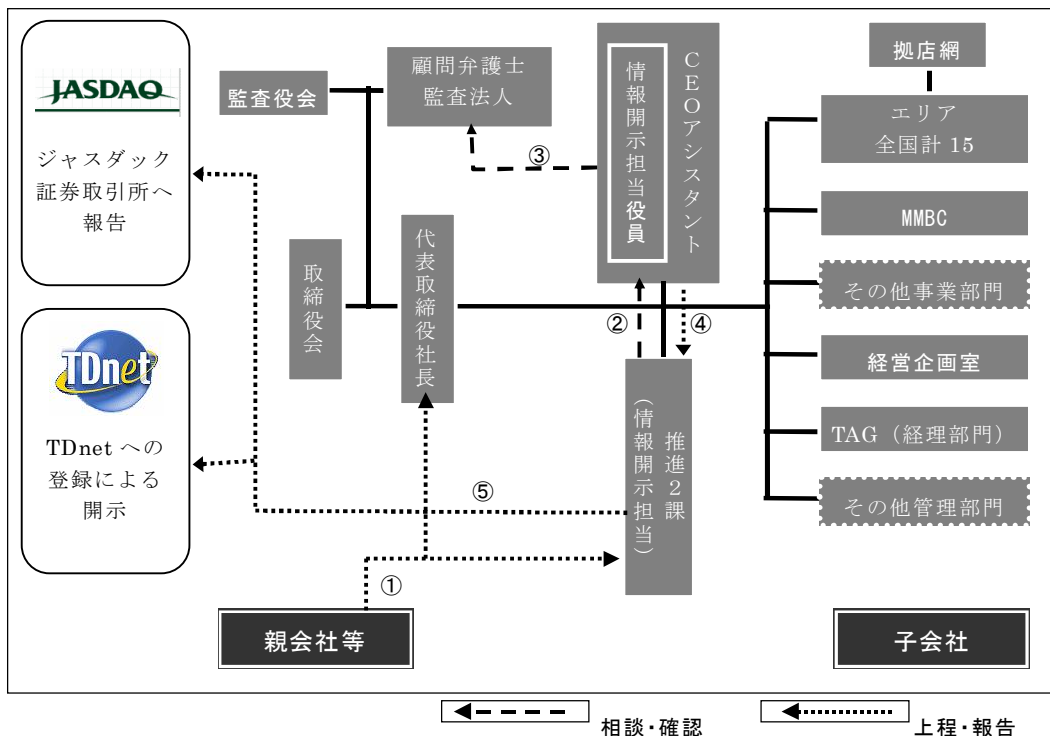
子会社の代表取締役より、すみやかに、情報開示担当および代表取締役社長へ、発生事実についての情報が伝達され、情報開示担当は、すみやかに情報開示担当役員へ相談します。情報開示担当役員は、適宜、代表取締役社長と連携し、弁護士や監査法人など外部の専門家の指導を仰ぎながら、開示要否を判断し、情報開示担当へ開示の指示をします。情報開示担当は、ただちに、開示資料の作成とともに、ジャスダック証券取引所へ相談・確認し、TDnetを通じて開示します。

(6) 親会社等に係る決定事実



親会社等にて機関決定された事項は、親会社等の代表取締役より、情報開示担当および代表取締役社長へ情報が伝達され、情報開示担当は、すみやかに情報開示担当役員へ相談します。情報開示担当役員は、適宜、代表取締役社長と連携し、弁護士や監査法人など外部の専門家の指導を仰ぎながら、開示要否を判断し、情報開示担当へ開示の指示をします。情報開示担当は、ただちに、開示資料の作成とともに、ジャスダック証券取引所へ相談・確認し、TDnetを通じて開示します。

(7) 親会社等に係る発生事実



親会社等の代表取締役より、すみやかに、情報開示担当および代表取締役社長へ、発生事実についての情報が伝達され、情報開示担当は、すみやかに情報開示担当役員へ相談します。情報開示担当役員は、適宜、代表取締役社長と連携し、弁護士や監査法人など外部の専門家の指導を仰ぎながら、開示要否を判断し、情報開示担当へ開示の指示をします。情報開示担当は、ただちに、開示資料の作成とともに、ジャスダック証券取引所へ相談・確認し、TDnetを通じて開示します。

以 上

本改善報告書につきまして、ジャスダック証券取引所より、改善策の精度を高めるようご指摘を賜り、10月19日（金）までに、改めて提出いたします。

補足資料

別紙 当社社長等による経営コンサルティング会社への株券の預け入れについて

本件につきましては、皆様に非常にご心配をお掛けしていることから、これまでの経緯を再度、総括いたします。

資金調達を依頼していたコンサルティング会社から、株式を使った資金調達ができそうなので、1,000万株を預けて欲しいとの申し入れがあり、平成19年7月20日に1,000万株預け、それについての預かり書を受け取りました。

平成19年7月29日に株券貸借取引によって7億5千万円見当の資金調達が出来ることになりましたが、契約に際し、1,200万株の株券を新たに預けるように要求されました。

以前の1,000万株をその一部に充当するものだと思いましたが、月末までにどうしても資金調達が必要であり、月末に間に合わせるために他に方法がなかったため、以前の1,000万株を早急に返却することを条件に、新たに1,200万株を差し入れました。

実際には、貸株契約は1,100万株でまとまり、先に預けた1,000万株と新たに預けた1,200万株の合計2,200万株との差分の、合計1,100万株は、1,100万株の貸株契約締結後、早急に返還されるものと理解しており、事実、平成19年8月2日に300万株返還されました。

残りの800万株も直ちに返却されるものと理解しておりました。

ところが平成19年8月8日にBNPパリバ証券から、800万株取得した旨の大量保有報告書が提出されました。当社としては主要株主の移動に該当することは認識していたため、主要株主である社長及びノヴァ企画にその旨を確認しましたが、最終的な確認がとれるまで時間がかかり、その結果主要株主の異動に関する開示が深夜になってしまいました。

翌10日に、該当する取引株式貸借取引契約中の1,100万株の一部ではないかと思いその旨を補足開示致しました。

平成19年9月10日になり、株式会社ジャスダック証券取引所からその辺の事情を開示するように要請され平成19年9月11日にその旨を開示致しました。その際、平成19年7月29日までに、コンサルタント会社に預けていた株式は1,900万株(その後9月20日の開示で2,200万株と訂正)であり、短期の株券貸借取引で貸し出された1,100万株以外の800万株はすぐに返還されるものと理解しているという旨の開示を行いました。

ところが、平成19年9月19日になり、当該経営コンサルタントから提出された大量保有報告書には、この800万株も株券貸借取引契約に基づく借株である旨の記載がありましたが、当社としては、この800万株については株券貸借取引契約を行っておらず、早急に返却するように求めている旨の開示を平成19年9月20日に行いました。

以上